

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
家畜改良増殖法（昭和二 十五年法律第二十九号） の項において「法」とい う。	家畜改良増殖法施行規 則（昭和二 十五年農林省令第九十六号） 第三十八条の規定によ る家畜人工授精の書換 えに関する家畜人工授 精の再開設許可証の再 交付	家畜人工授精の再開 設許可証の再交付手 数料	家畜改良増殖法（昭和二 十五年法律第二十九号） の項において「法」とい う。		
	家畜改良増殖法施行規 則第三十九条の規定によ る家畜人工授精の再開 設許可証の再交付手 数料	家畜人工授精の再開 設許可証の再交付手 数料			
		一、七〇〇円			一、七〇〇円
		（略）			（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。